

令和5年度 第2弾
小規模事業者等経営サポート給付金申請要領
(道路貨物運送業、道路旅客運送業)

岩見沢市経済部商工労政課

令和6年2月

1 事業の目的

原油価格等の高騰の影響を大きく受けている事業者を支援するため、小規模事業者等経営サポート給付金を支給し、事業の継続と雇用の維持を促進することを目的とする。

2 対象者

対象者は、以下の要件をすべて満たす者であることが必要です。なお、受給資格について、公簿等で確認を行うことがあります。

- (1) 令和6年1月までに岩見沢市内に事業所を置き事業収入(売上)を得ている法人・個人事業主で、今後も事業を継続する者
- (2) 原油価格等の高騰の影響を販売価格等に転嫁できていない者
- (3) 主たる業種（売上が一番多い業種）が、道路貨物運送業または道路旅客運送業の中小企業者

①道路貨物運送業

貨物自動車運送事業法に基づく「一般貨物自動車運送事業」「特定貨物自動車運送事業」の許可を受けた者、または「貨物軽自動車運送事業」の届出書が受理された者

②道路旅客運送業

道路運送法に基づく「一般貸切旅客自動車運送事業」「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を受けた者

※「中小企業者」とは、中小企業基本法に基づく以下の定義に該当する者を指します。

| 業種分類 | 定義 | |
|-----------------|--------------|--------------------|
| | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| 製造業その他 (運輸業) | 3億円以下 | 300人以下 (会社全体の数) |

※本事業では、以下の方は「常時使用する従業員」に含めないものとします。

- (a).会社役員（従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）
- (b).個人事業主本人および同居の親族従業員
- (c).（申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員
* 法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者
- (d).以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等

(d-1).日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて

引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。）

(d-2).所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※）」の所定労働時間に比べて短い者

※本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。「(d-2)パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」もしくは、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

(4) 令和5年3月31日までに創業した者

(5) 令和5年度第2弾岩見沢市小規模事業者等経営サポート給付金の申請を行うこと及び給付を受けることは、同一の申請事業者（同一の申請事業者が異なる屋号・雅号を用いて複数の事業を行っている場合を含む。）に対してそれぞれ一度に限るものとします。（国・道の給付金等や、令和5年度第1弾岩見沢市小規模事業者等経営サポート給付金を受給した方も申請することができます。）

3 支給額

車両保有台数：20万円（～10台）、50万円（11～40台）、100万円（41台～）

※貨物運送業の台数につきましては、普通車、小型車、牽引車の合計台数とします。

4 不給付要件

申請者及び事業内容については次の各号(以下「不給付要件」という。)のいずれにも該当してはなりません。不給付要件のいずれかに該当する場合は、たとえ不給付要件に該当しない他の事業を行っている場合であっても、給付金を受給することができません。申請後、不給付要件に該当することが判明した場合、認定を取り消します。また、給付金支給後に判明した場合であっても、給付金支給決定を取り消し、給付金の返還を求めるとします。

- 一 令和 5 年度第 2 弾岩見沢市小規模事業者等経営サポート給付金の給付通知を受け取った者
- 二 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- 三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接待業務受託営業」を行う事業者
- 四 政治団体
- 五 宗教上の組織又は団体
- 六 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員である者。
- 七 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- 八 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者。
- 九 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- 十 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- 十一 各種法令違反
- 十二 前各号に掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者。

5 必要書類

(1) 申請書

※押印不要、市HPからダウンロードしてください。ダウンロードができない方は問合先までご連絡下さい。

(2) 添付書類

【前回（第1弾：令和5年10月2日～11月30日）申請済の場合】

添付書類は不要

【今年度初めて申請する場合】

①営業車両の台数がわかる書類

(ア) 道路貨物運送業

岩見沢市内の営業所等に登録のある営業車両の台数（申請時点）がわかる書類（貨物軽自動車運送事業経営届出書等）の写し

(イ) 道路旅客運送業

岩見沢市内の営業所等に登録のある営業車両の台数（申請時点）がわかる書類
（旅客自動車運送事業の計画書等）の写し

②令和4年分（2022年分）の確定申告書の写し

③通帳の写し

※表紙及び1、2ページ目（表紙を1枚めくった部分）

④本人確認書類（個人事業主のみ、下記のいずれか一つ）

運転免許証、個人番号（マイナンバー）カード、住民票等の写し

※住所が分かるようにコピーしてください。

⑤岩見沢市外の事業主の方は、市内に店舗等があることがわかる書類

6 申請方法・期間

【前回（第1弾：令和5年10月2日～11月30日）申請済の場合】

メールまたはFAXにて提出してください。

| | |
|-----|---|
| 提出先 | メール： roudou@city.iwamizawa.lg.jp FAX： 0126-32-0135 |
| 期間 | 令和6年2月5日（月）～3月1日（金） 必着 |

【今年度初めて申請する場合、もしくは前回申請時から変更がある場合】

郵送にて提出してください。

| | |
|-----|---|
| 提出先 | 〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番地1号 岩見沢市経済部商工労政課 |
| 期間 | 令和6年2月5日（月）～3月1日（金） 消印有効 |

【共通】

申請内容を審査し、適当と認められれば支給決定通知書を送付し、その後、添付もしくは前回申請時の通帳の写しに記載の口座に入金いたします。申請に不備があった場合は、電話で連絡いたします。また、適当と認められない場合は、却下通知書を送付いたします。

7 問合せ先

岩見沢市役所 経済部商工労政課

電話：0126-35-4519（直通）

添付書類

②令和4年分（2022年分）の確定申告書の写し

<法人の場合> 別表一

<個人事業主の場合（青色、白色申告の方）> 第一表

③通帳の写し



銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が分かるようにコピーしてください。

④本人確認書類（個人事業主のみ）いずれか一つ



運転免許証、個人番号（マイナンバー）カード、住民票等を住所が分かるようにコピーしてください。

特例

令和4年分（2022年分）の確定申告の義務がない場合やその他相当の事由により提出できない場合

令和4年分（2022年分）の市民税・道民税の申告書類の写しを提出してください。

市民税・道民税の申告書類

令和2年度分 市民税・道民税 申告書

| | | | |
|---------|------|-----------|------|
| 岩見沢市長 職 | | 現住所 | 整理番号 |
| 〒 | | 1月1日現在の住所 | 電話番号 |
| フリガナ | | | |
| 税額申告日 | 氏名 | 印 | 個人番号 |
| 年 月 日 | 生年月日 | 明・大・期・平・令 | 姓 名 |
| | | | 続柄 |

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

| | | | | |
|------------|------------|------------|---|---|
| 社会保険料控除 | 社会保険料の種別 | 支払った保険料 | 円 | 事業等 1 業 業 ア 不 業 イ 動 業 エ 産 業 オ の 業 カ 子 業 ク 工 業 ケ 配 業 コ 当 業 コ 入 業 ケ 給 業 コ 与 業 ク 力 業 ケ 公的年金等 其 業 ク の 業 ケ 他 業 コ 業 業 ケ 長 業 コ 期 業 コ 一 業 コ 時 業 コ 業 業 ① 業 業 ② 不 業 ③ 動 業 ④ 産 業 ⑤ 利 業 ⑥ |
| 合計 | | | | |
| 新生命保険料控除 | 新生命保険料の計 | 旧生命保険料の計 | 円 | |
| 新個人年金保険料控除 | 新個人年金保険料の計 | 旧個人年金保険料の計 | 円 | |
| 全額払戻金控除 | 全額払戻金控除の計 | | 円 | |
| 健康保険料控除 | 健康保険料の計 | 旧長期障害保険料の計 | 円 | |
| 住宅ローン控除 | 住宅ローン控除の計 | | 円 | |
| 教育ローン控除 | 教育ローン控除の計 | | 円 | |
| 住宅手当控除 | 住宅手当控除の計 | | 円 | |
| 勤労学生控除 | 勤労学生控除の計 | | 円 | |
| 障害者控除 | 障害者控除の計 | | 円 | |